

南相馬市復興推進計画

令和 2 年 1 月 16 日
福島県南相馬市

1. 計画の区域

南相馬市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、沿岸地域が津波によって壊滅的な被害を受けた。加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、大震災から 8 年以上経過した今も 6 千人を超える市民が本市内外において避難生活を強いられている。

大震災からの復旧・復興事業に伴い市内の宿泊施設は、宿泊客室の不足が続いており、学生や社会人のスポーツ大会や各種会議等の開催、宿泊を伴う修学旅行等の教育旅行、一般客による観光旅行、ビジネス客の出張などの阻害要因となっている。

このような状況の一日も早い解消を目指し、本市の中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るために、本市の中核的産業である宿泊業について、対象事業者の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市の中核的事業者である合資会社丸屋（以下「対象事業者」という。）が、原町区旭町地区においてホテル建設のために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における宿泊業は、市内の宿泊業・飲食サービス業における売上高では第 2 位となる本市の中核的な産業である。また、本事業は、宿泊業の売上高の約 15.2%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、7 人の新規雇用を創出する予定である。

したがって、本市宿泊業の中核となる対象事業者が行うホテル建設は、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ことを達成する

ために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社七十七銀行
株式会社東邦銀行
あぶくま信用金庫

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市市内では、復旧・復興事業に市外・県外から多くの関係者が従事しており、市内の宿泊客室は慢性的な不足状態にある。この状況は、スポーツ大会や各種会議等の開催、宿泊を伴う修学旅行等の教育旅行、一般客による観光旅行、ビジネス客の出張などの阻害要因となっている。

こうした中、本計画の実施により、対象事業者がホテルを建設することは、ビジネス客や各種イベント、観光旅行等の宿泊環境向上につながるとともに、地域経済の活性化と雇用機会の創出に結びつくものであり、本市復興の円滑かつ迅速な推進と雇用創出に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、あぶくま信用金庫、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。